

事務連絡
平成 25 年 6 月 25 日

都道府県地域保健主管課（室）
都道府県介護保険主管部（局）
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

国保データベース（KDB）システムから提供される情報の活用について

現在、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の協力を得ながら開発を進めている国保データベース（KDB）システム（以下「KDBシステム」という。）では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における診療報酬明細書等並びに特定健康診査及び特定保健指導等に関する記録（以下「特定健診等記録」という。）や、介護保険制度における介護給付費明細書等の情報について、それぞれの情報を突合し加工するなどにより「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」（以下「統計情報等」という。）を作成し、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者、後期高齢者医療広域連合等が統計情報を閲覧できるようにするとともに、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という。）が国保連合会との間で合意し委託した範囲内で、各保険者において、加入する被保険者に係る「個人の健康に関するデータ」を利用できるようにすることとしております。

保険者は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条の健康増進事業実施者として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）において、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなど、健康増進事業実施者間で連携を図り、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16

年厚生労働省告示第 307 号)、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 316 号)において、市町村衛生部局や他の保険者と連携しながら、個々の被保険者の特性やニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的かつ効果的に実施することとされています。

KDBシステムにより閲覧又は利用することができることとなる統計情報等は、保険者における、地域の健康課題の把握や疾病別医療費分析の充実等による被保険者等の特性に応じた効果的な保健事業の展開及び実施した事業の検証に資するものであるのみならず、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の衛生部局における保健事業の実施に当たっても有益な情報であるため、保険者におかれましては、部局間(衛生部局、医療保険担当部局、介護保険担当部局)の連携を密にするとともに、KDBシステムにより閲覧又は利用できることとなる各種統計情報等を積極的に活用し、保健事業や介護予防事業の更なる推進を図っていただきたいと思いますと考えております。

市町村及び後期高齢者医療広域連合における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する条例によることとなり、また、国保連合会及び国保中央会については、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)に定める個人情報取扱事業者として同法の規定が適用されることとなりますが、国保連合会が保有する診療報酬明細書等及び特定健診等記録並びに介護保険制度における介護給付費明細書等の情報を、国保中央会において突合し加工するなどにより統計情報等を作成すること、あるいは、国保中央会において突合し加工された統計情報等を国保連合会から提供を受けた保険者が相互に活用することに関する個人情報保護の観点からの考え方については、下記のとおりと考えております。

上記の個人の健康に関するデータは被保険者等にとって極めて重要な個人情報であることから、下記についてご留意いただき、保険者において、個人情報の保護に関する条例等に基づき、情報の厳重な保護、管理に万全を期すよう周知、徹底をお願いいたします。

記

- 1 国保連合会が保有する診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護保険制度における介護給付費明細書等の情報を、国保中央会において突合し加工するなどにより統計情報等を作成することについて

- (1) 国保連合会は、

- ・ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 104 条において、国民健康保険の市町村保険者が実施する保健事業等に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよ

う努めなければならないとされている

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 155 条において、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業を行うこととされている
 - ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 176 条第 2 項第 4 号において、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うこととされている
- ところであり、国保連合会において統計情報等を作成することは、これらの規定に基づく事業であり、国保連合会は当該事業の実施を国保中央会に委託して行うものであること。

(2) 国保連合会が統計情報等の作成を国保中央会に委託して実施する場合において、

- ・ 国保連合会は、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等における個人が特定できる情報（被保険者証記号番号、氏名、住所等）を暗号化した上で、国保中央会に送信することとしていること
- ・ 暗号を復号化するための暗号と個人が特定できる情報との対応表（以下「暗号鍵」という。）は国保連合会において厳重に保管されており、国保中央会は暗号鍵を保有しないこと

から、国保中央会が国保連合会から送信されて保有する情報は、個人情報保護法の個人情報に当たらないこと。

(3) 国保連合会及び国保連合会から委託を受けた国保中央会は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者であり、同法の規定による個人情報保護義務が課されているとともに、内部規程により個人情報保護に係る責務を明らかにしていること。

2 国保中央会において突合し加工された統計情報等を国保連合会から保険者に提供することについて

(1) 国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のうち、全国統計データや保険者別統計データ、同規模保険者との比較統計データ等の一般的な統計処理や分析を行い加工された「統計情報」については、個人情報には当たらないこと。

このため、国保連合会において、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等の情報を用いて統計情報を作成し提供するに当たっては、保険者の同意や個別の委託は必要でないこと。

(2) 国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のう

ち、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等を突合し被保険者ごとに統合された「個人の健康に関する情報」については、暗号鍵を保有する国保連合会において、当該情報を復号化することが可能であり、個人情報に当たること。

このため、国保連合会における当該個人情報の保有及び保険者への提供に当たって、以下について留意が必要であること。

- ① 保険者において、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付費明細書等を活用し、被保険者の特性やニーズを把握するとともに、保険者間で連携し被保険者のニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的かつ効果的に実施することは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づく保険者の事務（事業）であること。
- ② 国保中央会において突合し加工された情報のうち「個人の健康に関する情報」については、暗号鍵を保有する国保連合会において、当該情報を復号化することが可能であり、個人情報となることから、国保連合会は、国民健康保険の保険者、介護保険の保険者又は後期高齢者医療広域連合との間で合意し、委託を受けた場合に限り、その範囲内において、「個人の健康に関する情報」を保有し、保険者に提供すること。

保険者から国保連合会に委託がある場合において、国保連合会が、委託された範囲内で「個人の健康に関する情報」を保有し、保険者に提供することは、当該国保連にとって目的内の情報利用であり、個人情報保護法第 16 条の利用目的による制限に該当しない。また、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 4 号の規定により、地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に該当し、同条の第三者提供の制限には該当しない（被保険者又は受給者本人の同意は必要とされない）ため、同法上の問題は生じないこと。